

令和 3 年

第 4 回定例会連合審査会会議録

令和 3 年 9 月 14 日

田 上 町 議 会

令和3年第4回定例会
連合審査会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年9月14日 午前9時11分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 地域整備課長 | 時田 雅之 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 傍聴人
三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
承認第 9号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告
について中
第1表 歳入

第1表 歳出の内

4款 衛生費（1項5目）

議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について中

第1表 歳入の内

15款 国庫支出金（2項3目）

16款 県支出金（2項3目）

第1表 歳出の内

4款 衛生費（1項5目）

午前9時11分 開 会

総務産経常任委員長（今井幸代君） 皆さん、おはようございます。

今ほど総務産経、社会文教常任委員会双方でそれぞれ連合審査の申入れをしたところ、同意が得られましたので、連合審査会の開催を決定いたしましたので、報告をいたします。

それでは、連合審査会に入りたいと思いますが、三條新聞社より傍聴の申出がございますので、許可をしております。

それでは、連合審査会を始めたいと思いますが、町長から一言ご挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、おはようございます。総務産経常任委員会に先ほどもご挨拶で申し上げたのでありますが、今日は14日でございます。30日に県が特別警報発令をしてから、今日は14日です。今日の新聞によりますと、特別警報の解除というふうなことが書かれておりました。今日の県の会議で決定をされるというふうなことが書かれておりましたが、ちょっと気になるのは、新潟市が減少率が低いと、こういうことが懸念をされているようですけれども、昨日は久しぶりに新規の感染者が1桁台になったと、こういうふうなこともあって、恐らく今日の会議で決定をされるのではないかなと、こう思っておりますが、いずれにいたしましても、新規の感染の拡大がこういうふうには収まってはきているというものの、そうした今ワクチンの効果ももちろんあるのだろうと思いますが、なかなかはっきりとその理由が分からないところもあります。今回のコロナのことについて、初めてのことであって、いろんな学習もしてきたといいますか、分かってきたこともいっぱいあるのですけれども、まだまだ分からないこともかなりやっぱりあるというふうなことで、そうした形で今回解除されても、しばらくはやはり気をつけていかななくてはならない状況なのだろうと、こう思っております。

今日は、では連合審査会ということでございますので、どうかひとつよろしくお願ひ申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、連合審査会で行います案件は次第のとおりでございます。

それと、次第の末尾に記載されておりますが、連合審査会では質疑、意見のみで

終わりました。採決につきましては、それぞれの委員会で採決を行うということになりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、承認第9号を議題といたします。

歳入について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めて、おはようございます。

それでは、議案書の8ページからになります。承認第9号、専決処分の報告ということで、議案書の9ページ、専決処分書ということで、令和3年度の田上町一般会計補正予算（第3号）につきまして、令和3年7月27日付けで専決をお願いしたいといった内容でございます。

めくっていただきまして、10ページ、令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出それぞれ3,344万1,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,409万9,000円とする内容でございます。

それでは、歳入でございますが、15ページをお願いいたします。20款繰越金、1項1目繰越金、今回歳入の財源といたしまして繰越金を財源に充当させていただきたいということで、3,344万1,000円を計上させていただいているところでございます。

歳入については以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、歳入に対する質疑は終了といたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、歳出について執行の説明を求めます。

政策推進室長（堀内 誠君） 改めまして、おはようございます。

では、歳出のほうでございます。16ページになります。4款1項5目新型コロナウイルス対策費ということで、補正額3,272万9,000円をお願いするものでございます。こちらのほう、説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、7月27日、全員協議会で協議をさせていただきましたものにつきまして、今回専決をお願いするというふうな形でございます。

まず、1つ目でございますが、中小・小規模企業対策事業という形で、2,822万9,000円の補正をお願いするものでございます。10節需用費に関しましては印刷製本費、こちらのほうはプレミアム付き飲食券または交通利用回復応援事業に関する引換券の「きずな」への印刷代というふうな形で、7万9,000円をお願いするものでござ

ざいます。

18節負担金補助及び交付金でございます。2,815万円を補正をお願いするものでございます。内容につきましては、プレミアム付き飲食券運營業務補助金ということで、こちらのほう、運營業務を商工会へ依頼するための補助金というふうな形でございます。今回、飲食券、町負担分として500円掛ける1万7,000セットということで850万円、また飲食券等印刷代で80万円、消耗品費等で5万円、金融機関等の手数料で50万円ということで、985万円ということでお願いをしたいというふうなことでございます。

続きまして、感染予防及び事業継続等緊急支援金1,760万円でございます。こちらのほうに関しましては、町内事業所に対しまして事業継続を支えるための支援というふうな形で、こちら令和3年の1月から6月までの売上げを令和2年1月当時から12月までの半年間の分と、または平成31年1月から令和元年の12月までの1年間の半分、2分の1と比較をした中で、減少率に応じまして、また従業員数に応じましてそれぞれ支援金を給付するというふうな形でございます。予算の計上でございますが、167事業所に対しまして予算を計上して、1,760万円というふうな形にさせていただいておるところでございます。

続きまして、交通利用回復応援事業負担金ということで70万円でございます。こちら、利用者が著しく減少している交通事業者の支援することを目的に今回事業を実施するものでございます。1世帯につき利用券500円を4枚配布というふうな形で、500円の部分と利用実績見込みというふうな形で1,400枚ということで70万円というふうな形でございます。

続きまして、住まい快適リフォーム補助金事業ということで450万円でございます。18節負担金補助及び交付金で450万円でございます。こちら、コロナにより経済的損失を受けた町内施工業者の需要の創出のため、または町内業者を利用したリフォームを行うもの、また新しい生活様式に応じたリフォーム工事を行うものの経費の一部を補助するというふうな形でございます。補助対象工事費に対しまして10分の2を助成するというふうな形でございます。上限を15万円というふうな形で算定をしているところでございます。見込みといたしまして、30件掛ける15万円で450万円というふうな形で計上をさせていただきました。

歳出につきましては以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言

願います。

1 番（小野澤健一君） 質問いたします。

今、政策推進室長からご説明のあった施策の4施策ですか、これもう始まっているわけですが、今現在の進捗状況というか、件数というか、そういうもの分かりましたらお聞かせいただきたいなというふうに思います。

政策推進室長（堀内 誠君） 現在、プレミアム付き飲食券につきましては、9月3日から販売をしております、始まったばかりで、まだ集計のほうがないというふうな状況でございます。また、事業継続等緊急支援金につきましては、9月中旬時点で38件、384万円の受付、支給を決定しているというふうな状況でございます。交通利用回復応援事業に関しましては、現時点でまだ実績等、請求が来ていないというふうな状況でございます。また、住まい快適リフォーム補助金につきましては、申請者数、現在14名というふうな形で、交付申請額として200万9,000円というふうな状況になっておるところでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほど政策推進室長から話がありましたが、私ども、昨日また直近の数字ということで少し確認させていただきましたので、その数字お話しさせていただきます。

まず、プレミアム付き飲食券の購入でございますが、先ほどお話ありましたとおり9月3日から販売をしております。9月10日現在の数字でございますが、778枚販売があったということをお聞きしております。1週間でこの数字ということになります。

それから、事業継続支援金でございますが、54件、支援金額のほう562万円支出ということで、まだお支払いしていないのがありますけれども、準備をしているということでございます。

それから、交通利用回復応援券の関係でございますが、8月13日「きずな」掲載時から利用いただいております、約半月、8月の末までの集計でございますが、186枚の利用がありました。ということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。産業振興課長同様、当課のほうでも、政策推進室長からお話ありましたが、先週末現在のリフォームの状況を取りまとめてございます。申請件数19件、補助対象以外のものも全部含めた総事業費、要は申請者が行う工事費の総額が3,151万5,948円。こちらに対しまして、

補助対象外の工事費が517万7,988円。

(補助対象外ねの声あり)

地域整備課長(時田雅之君) 外です。間違えました。すみません。最初に私が言った3,151万5,948円、これが補助対象工事費です。次の517万7,988円が補助対象外経費です。合計しまして3,669万3,936円ということになってございます。交付予定金額としましては、今段階で258万円予定しております。中身何が多かったか、かいつまんで見ているところなのですが、大体外壁、それから屋根瓦のふき替え、あと多いのがトイレの取替え、水回りの関係、その辺が一番多くなっておりました。

以上であります。

1番(小野澤健一君) ありがとうございます。出だしとしては、どうなのでしょう、悪くはないという言い方になるのか、経済施策ですので、なるべく早くいろんな形で実施をしていただきたい、あるいは消化をしていただきたいというふうに思います。

1つ、先ほど町長からのお話もあったように県の特別警報が解除されて、ある程度の時短の影響であるとか、あるいは移動の関係とか、若干動きはよくなるのだろうというふうに思うのですけれども、特に交通利用回復応援事業、いわゆるタクシー会社等宛てのチケットの扱いについて、いろいろお話がある中で、1回1枚利用というような形で制約をしてあるわけですけれども、やはり状況によっては、例えば1人4枚来るわけですが、4枚というのは500円掛ける4で2,000円ですので、例えば片道2,000円のところでも4枚使えるぐらいの形で消化を促すような形も、状況によっては考えていただきたいというふうに思いますが、これについてどういうふうにお考えなのか、産業振興課長あたり少しお考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

産業振興課長(佐藤 正君) 今ほどご質問のありました交通利用回復応援券の関係ですけれども、去年は11月と2月までの4か月間、毎月1枚の補助券を出して各世帯に配布して利用いただきましたけれども、先般議員からもご意見をいただく中で、4枚まとめて配布ということで、8月号の「きずな」で配布をさせていただいているという状況であります。今回、先ほどお話ししましたとおり、約半月での利用でございましたが、186枚ということで、使用の期限というのは一応12月末までというふうになっております。小野澤議員お話しのように、これからまた時短解除されれば少し動きも出てくるのだろうなというふうには思っているところでございますが、もともと1人1回1枚での利用で、複数枚での利用はできないということでお話し

しておいたものは、一応タクシー利用者に対する補助という位置づけの中で初乗りが六百数十円程度ということもありますので、そのうちの500円を補助することで、できるだけ利用しやすい環境をつくって複数回利用いただくことで、ある一定程度の利用負担をいただきながら交通事業者の支援をしていきたいというふうに考えていたということがその要因ということでもあります。したがって、利用者の負担というのが全くなしという方法については、補助券という性質上いかななものかというふうにも若干思う部分もありますが、ただその利用者の負担を伴う中で、補助券の複数枚の利用については、議員おっしゃるとおり利用の促進だとか交通事業者の支援という部分もありますので、場合によってはその辺も含めた中で、少し検討する必要があるのかなというふうには考えて、担当としてはそういうふう考えておるところでございます。

以上です。

13番（高橋秀昌君）　ここでのタクシーの利用、タクシーというか、交通利用券について、使った人からの話がありますが、前にも話したことがあるような気がするのだけれども、1時間に1本しか出ないということに対して、非常に利便性が悪いという声があるのですが、こういう声については改善をされているのでしたら説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君）　今ほどの高橋議員のご質問でございますが、交通利用回復応援券の関係で、デマンド号も使えるという状況の中でのお話かと思えます。デマンド号については、今のところ、おっしゃりますとおり1時間に1本、要請があれば出るという形になっています。確かに利用者からも、もう少し、1時間ではなくてというお話もいただいております。今十分交通事業者と車の配置の関係も含めまして検討しておりまして、可能であれば早い段階で少しその辺で改善をしていきたいというふうにこちらのほうでは少し考えているところでございます。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君）　ほかにありませんか。

ないようですので、歳出に対する質疑は終了いたします。

交代します。

総務産経常任委員長（今井幸代君）　次に、議案第30号を議題といたします。

歳入についての執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君）　では、議案第30号になります。議案書28ページをお願いいたします。令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）ということで、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,551万7,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,792万9,000円とする内容でございます。

では、歳入は35ページになります。まず、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルス対策事業補助金146万4,000円を受け入れる部分でございますが、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金121万4,000円、これにつきましては、既に国のほうから内示を受けている部分とちょっと違いまして、昨年度、令和2年度に繰越しをいたしました教育関係の補助金、これ全体で250万円なのですが、国費が半分入るということで町の持ち出しが2分の1ということで、繰越しをして計上していた部分なのですが、この部分につきましても、国のほうから地方負担分に伴う分を交付金ということで受入れができるということで、今回お願いする部分でございます。

続きまして、保育対策総合支援事業費補助金、こちらにつきましては、保育所等の関係でマスク、そういった部分の感染防止対策のために新たにまた補助金が交付をされるということで、補助基準額が1施設当たり50万円以内ということで、これの2分の1ということで受けられるということで、25万円という形になっております。既に歳出につきましては当初予算の段階で、マスクですとか消毒液等、既に予算計上させていただいているところでございますので、今回は歳入のみの受入れという形になっております。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金です。2,898万8,000円でございますが、こちらにつきましては、先ほど町長の冒頭の挨拶もありました、いわゆる県の特別警報の絡みで県内全体で警報が発令されたということで、事業者を支援する、時短営業したものにつきまして飲食店等へ協力金を助成するというので、今回10分の10ということで受け入れるものでございます。金額につきましては、県のほうから既に協力金、それから事務費的な部分ということで概算的な経費が示されておりますので、今回これを受入れをし、歳出のほうは基本的にこれ同額計上しているという内容でございます。

歳入は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、歳入に対する質疑は終了いたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、歳出について執行の説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、ページのほうは40ページを御覧いただきたい
と思います。40ページの下のほうになります。5目新型コロナウイルス対策費と
いうことで、補正額3,075万8,000円をお願いするものでございまして、右側の説明
のほうを御覧いただきたいと思います。中小・小規模企業対策事業ということで
2,898万8,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、町長
も冒頭のご挨拶でもございましたが、8月30日に新潟県から新型コロナウイルス感
染症の特別警報が発令されたことに伴いまして、感染防止対策のために、食品衛生
法に基づく飲食店営業許可を受けている夜8時以降の時間まで営業している飲食店
に対しまして、9月3日から16日までの期間中におきまして5時から20時までの営
業時間の短縮を要請するということになりました。その要請期間に対しまして、14日
間あるわけですが、全面的にご協力をいただいた飲食店に対しまして、各市町村に
おいて協力金を支払いするため、関係予算について補正をお願いするものでござい
ます。この協力金につきましては、先ほど歳入で総務課長よりお話がありましたが、
県より事務費も10分の10、全額補助ということでございますし、事務費につきまし
ては協力金の2%が町のほうに交付されるということになっております。そこで今
回、説明欄を見ていただきたいと思いますが、関係経費ということで、職員の時間
外勤務手当ということで25万円、これにつきましては、新潟県のほうで、夜、飲食
店の関係の営業を行っているかどうかということで確認していただきたい、パトロ
ールということでございますが、していただきたいということがありますので、そ
れら。それからこの事務に係る経費ということで時間外勤務手当を計上させていた
だきましたし、あと需用費につきましては飲食店等に案内等々を出すための封筒代
とかそういった消耗品の関係、それから11節につきましては、郵便料ということで
計上をさせていただきますし、負担金補助及び交付金関係でございまして、新
型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、2,842万円ということでござ
います。これにつきましては、県から三条保健所を通じまして、飲食店等の飲食店
営業許可の件数が田上町の中では、臨時も含めまして58件あるということで名簿を
もらっております。その中で、実際に夜営業しないところもございまして、県のほ
うで示した数字で予算を上げていただきたいという話もありましたことから、今回
58件、2,842万円ということで補正予算を計上させていただいたものでございませ
う。

それから、添付の書類になりますが、皆様のお手元のほうに、新型コロナウイルス
感染症拡大防止協力金ということで、議案第30号参考資料というふうに裏表の資
料があるかと思っております。こちらのほうの説明をさせていただきます。まず、すみま

せん、こちらの裏面の協力金の支払い対象についてというものがあります。ここに
ありますとおり、支給対象者については、通常の営業時間ということで、20時を超
えて21時までの営業、それから21時を超えた営業をする飲食店について支給対象者
としますよというものがここに書かれております。それから、裏面また戻っていただ
きたいと思うのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで
ございます。これは新潟県のほうが作成したものでございまして、先ほど申し上げ
ましたとおり9月3日から9月16日まで時短営業を要請しますということで、①の
実施スキームのところではありますが、県が市町村に補助金を10分の10出すので、各
市町村のほうで書類の申請、それから協力金の支払いのほうを進めていただきたい
という、そういう流れでございまして。それで、右側のほうに書いてありますのは、
時短要請区域において、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設を運
営し、下記の対象となる要件を満たした事業者ということで、接待を伴う飲食店、
酒類を提供する飲食店ということで、これらが対象になるということになっており
ます。それから、先ほど説明しましたが、期間中全面的に協力ということでござい
ますので、9月3日から16日までの14日間全て協力いただくということが前提とい
うことになります。それから、一番下になりますが、支給額の単価ということでご
ざいまして。この考え方でございまして、1日の売上高による方法と、それから売上
高の減少額による方法と2つの方法があります。これ中小企業者、それから大企業
によってそれぞれ分けられますし、中小企業者につきましてはどちらか選択できる
ということになりますので、申請時にまた飲食店等とよく話をしながら申請書類を
受けさせていただきまして、協力金のほうを支給してまいりたいというふうに思っ
ております。一応期限が16日までですので、17日以降書類のほうを受け付ける形で、
書類が整えば事務処理させていただきまして、できるだけスムーズに支払いのほう
させていただきたいというふうに考えているところでございまして。すみません。補
正予算が通ってからということになります、事務処理のほうを進めてまいりたい
というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明のほうは以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。それでは、議案書41ページになり
ます。41ページの中ほどでございまして、子育て世帯臨時特別給付金事業でござい
ます。22節償還金利子及び割引料、国庫補助金返還金の19万円でございますけれど
も、これ国の10分の10の事業でございまして、事業費確定による返還でござい
ます。これは、児童手当受給者、子ども1人当たり1万円を上乗せ給付をした事業でござ

います。

続きまして、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業、22節償還金利子及び割引料の県補助金返還金3万1,000円でございますが、これも国10分の10の事業でございますが、事業費確定による返還でございます。これは、児童扶養手当受給者に対しまして1人当たり5万円を支給するという事業でございますが、支給自体は県が行いました。町は、事務費ということで郵送料等のものだけで、事務費だけでございますので、お願いいたします。

一番下でございますが、高齢者等PCR検査助成事業154万9,000円ということでございます。これも返還金でございますけれども、事業費確定による返還でございます。

それで、皆様に本日お配りしておりますけれども、令和3年9月14日、右上でございますが、連合審査会保健福祉課資料というA4の横の資料が行っているかと思っております。ございますでしょうか。A4の横の資料です。ありますでしょうか。今私が返還金ということで内容説明したものがここに出しております。一番上が子育て世帯臨時特別給付金事業、事業費分、見込み人数の減というもの、あと事務費と精算による減というものでございますし、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、事務費のみということで私先ほど説明いたしました。精算によりまして3万1,000円の減ということになってございます。あと、高齢者のPCR検査助成事業の返還金、これは検査見込み件数の減ということで、見込みが250件見ておりましたけれども、実績は9件、実際これ12月の終わり頃から始めた事業でございますので、件数も少なかったという部分でございますが、実績が9件ということで返還が生じたというところでございますので、よろしく申し上げます。

説明は以上となります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 保健福祉課のほうのもので確認したいのですが、高齢者のPCR検査についてですが、これは2分の1を補助の制度で、来年の3月までの事業ではなかった。8月まででしたっけ。確認したいのだけれども、もう返還すると言っているから、あれっと思ったのですが。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 申し訳ございません。資料の説明で言わなかったものがありました。これ令和2年度でございます。令和2年度で受け入れたもので精算を

しまして、令和3年度、今年度で返還をするというものでございますので、令和3年度はまた別でその2分の1の事業で始めておりますので、令和2年度分の精算ということになりますので、よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 分かりました。今年度ではなくて令和2年度、過年度のやつだということでした。

それから、産業振興課長に伺いたいのですが、この補正は専決処分ではないのだよね。つまりこれからやるということなので、ところがもう16日で終わるわけなのですが、業者の人たちに聞いたら、みんな周知していて、うちは対象外ですよと、8時までしかやらないから対象外だとか、うちの場合は対象外なのだけれども、実は困っているのだと、つまり7時でオーダーストップして、8時で閉店しなければならないのだけれども、お客さんはお酒を飲むものだから、8時になっても帰らない客が結構あると。なぜかという、タクシーで帰るわけだから、そういうのも私たちチェックされるのかねという話があったのです。それで、今日の話を知ると、今補正で出していますから、これからパトロールするということになるのです、理屈からすれば。そうすると、実質的には田上町の営業の皆さんには一々パトロールをして、あなたのところ電気がついている、ついていないというようなことはやらないで、基本的には業者の皆さんが申告したものを全て受け入れるという受け取り方でよろしいでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 県のほうからのこの事業に対する考え方といいますか、Q&A的なものなのですけれども、一応何らかの形で期間中、夜協力をいただける、夜飲食業でやっている方で協力いただける店舗については、確認はしていただきたいというふうに来ています。その確認の内容については、当然田上町以外に大きな市になりますとかなりの数の飲食店がありますので、最低1回ぐらい……

（田上町の話をしているんだよの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） すみません。

（よそのまちの話しているんじゃないの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 田上町についても、最低1回は確認をしていただきたいというふうに言われています。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ほかにありませんか。

ないようですので、歳出に対する質疑は終了します。

それでは、これをもちまして連合審査会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前9時54分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年9月14日

総務産経常任委員長	今	井	幸	代
社会文教常任委員長	松	原	良	彦